

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

教育委員会（生涯学習部、鶴舞中央図書館、博物館、美術館、科学館関連事務に限る。生涯学習部等関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
教育委員会	事 務 局	生涯学習部 生涯学習課、部活動振興室、文化財保護室
		図書館（鶴舞中央、千種、北、瑞穂）
		博物館
		美術館
		科学館
区役所 （千種区、東区、 瑞穂区、熱田区、 中川区、緑区）	区政部	地域力推進室
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の教育委員会が所管する公の施設の指定管理者及び教育委員会を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間
名古屋市中村図書館	ホームックス株式会社	平成29年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日
名古屋市志段味図書館	名古屋TRCグループ	
名古屋市緑図書館	株式会社ヴィアックス	
名古屋市東生涯学習センター	日本環境マネジメント株式会社	令和 2年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日
名古屋市守山生涯学習センター	ホームックス株式会社	
名古屋市緑生涯学習センター	シンコーグループ	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日
名古屋市天白生涯学習センター	愛知スイミング・大成共同事業体	
名古屋市志段味古墳群歴史の里	しだみの里守グループ	平成31年 4月 1日 ～令和 6年 3月31日

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) 生涯学習に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- (2) 図書館や生涯学習施設は適切に運営されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか
- (4) 内部統制が十分に機能しているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

に指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、教育委員会所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 行政財産の貸付料収入について（収入事務）

美術館及び科学館では、地方自治法等の規定に基づき、館内の一部を事業者へ貸し付ける契約を締結し、事業者から貸付料収入を得ている。

この貸付料収入に関する事務を確認したところ、事業者に発付された納入通知書の支払期限が、契約書に定められた支払期限を超えて設定されている事例が見受けられた。

美術館及び科学館においては、未収金の発生を防止する観点から、契約書に従った支払期限を設定した納入通知書を発付されたい。（美術館、科学館）

(2) 契約事務に係る手続について（契約事務）

地方自治法によれば、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査をしなければならないとされている。

検査については、名古屋市契約規則において、契約金額が100万円以上であ

るときは、検査終了後直ちに検査調書を作成しなければならないとされている。

科学館において、工事請負契約や業務委託契約の事務手続について確認したところ、契約書や仕様書で提出を定めている業務報告書等の書類を契約の相手方から徴取していない事例が多数見受けられた。

また、契約金額が 100万円以上の契約について、検査調書を作成していない事例も見受けられた。

今回見受けられた事例の多くは、業務報告書等の書類が未提出であるにもかかわらず、検査結果を合格としていた。

こうした状況は、契約の履行が適正に確保されているか確認できず、十分な監督又は検査が行われているとは言い難い。

科学館においては、名古屋市契約規則に基づく適正な契約事務となるよう、職員一人ひとりの財務会計事務に対する意識や習熟度の向上に取り組まれない。

(科学館)

(3) 行政財産の目的外使用許可等について（財産管理事務）

地方自治法によれば、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可又は貸し付け等ができるとされており、本市では名古屋市財産条例等により必要な手続や使用料を定めている。

行政財産の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 行政財産の目的外使用を許可している飲食店について、使用許可を得ていない休憩室や食品庫等が使用されていたもの (鶴舞中央図書館)

イ 定期建物賃貸借契約を締結している飲食店について、契約書に定める貸付場所以外の場所に看板等が設置されていたもの (美術館)

鶴舞中央図書館及び美術館においては、名古屋市財産条例等に従い、行政財産を適正に管理されたい。

なお、鶴舞中央図書館及び美術館においては、各飲食店に対し使用許可書又は契約書に沿った使用状況となるよう指導が行われ、必要な措置が講じられた。

(4) 外部記録媒体の利用管理について（行政運営事務）

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、USBメモリを始めとする外部記録媒体の利用を原則として禁止しており、外部記録媒体を使用しなければ業務遂行が不可能であるなどの相当の理由がある場合には例外的に使用が認められるものの、各局区室で利用基準を定めた上で、その基準に従い適切に取り扱わなければならないとされている。

教育委員会事務局における外部記録媒体利用基準（以下「利用基準」という。）では、導入時の許可申請、管理簿による外部記録媒体の種類、数等の把握や利用簿による利用者、利用目的等の確認、棚卸し実施状況の記録など、各所属において外部記録媒体を適切に管理・利用するための手続を定めている。

利用基準に基づく外部記録媒体の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 導入の申請に不備があるもの

- (ア) 外部記録媒体であるという認識がないままICレコーダーの導入を行い、利用基準に基づく許可申請や利用管理を全く行っていないもの
(鶴舞中央図書館)

- (イ) 所属長に対するUSBメモリやデジタルカメラの許可申請が行われていなかったもの
(北図書館)

イ 管理簿の作成に不備があるもの

- (ア) USBメモリの保管場所の変更について管理簿に記載されていなかったもの
(鶴舞中央図書館)

- (イ) 譲渡したUSBメモリについて、管理簿への記載等必要な手続を行っていないもの
(瑞穂図書館)

ウ 利用簿の作成に不備があるもの

- (ア) デジタルカメラを利用簿に記載せず、利用していたもの
(北図書館)

- (イ) 棚卸しの記載を全くしていないもの
(部活動振興室、鶴舞中央図書館、北図書館、瑞穂図書館、美術館)

- (ウ) 利用実績のない月に棚卸しの記載がないもの
(生涯学習課、文化財保護室)

- (エ) 利用簿について一部鉛筆書きで記載されているもの
(文化財保護室)

エ デジタルカメラの利用後にデータの消去を行っていないもの（北図書館）

今回の監査において、導入時の許可申請や管理簿及び利用簿作成の不備など、外部記録媒体の基本的な管理が行われていない事例が見受けられた。各所属においては、令和 2年度から本格実施した内部統制制度を有効に活用し、利用基準に従い外部記録媒体を適正に管理されたい。

また、令和 3年 5月18日に公表した小学校等に対する監査結果において、小学校における外部記録媒体の不適切な利用管理が散見され、総務課に対し外部記録媒体の適正な管理の徹底を求めたところであるが、今回の監査においても、生涯学習部等で同様の事例が散見された。利用基準を所管する総務課においては、教育委員会全体に対する外部記録媒体の利用管理の指導・徹底がなお不十分であると考えられるので改めて指導を徹底されたい。（総務課）

(5) 図書館オンラインシステムの運用について（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例施行規程によれば、情報システムの保守及び運用にあたっては、情報システムの利用者及びその権限を適切に決定するとともに、その登録、変更及び抹消を適切に行わなければならないとされている。

本市の図書館で稼働する図書館オンラインシステムは本市職員だけでなく、図書の貸出などの窓口業務を行う委託業者も利用しており、職員ごとにID及びパスワードが付与されている。分館である各図書館において、窓口業務委託職員が退職した際は、勤務先の図書館が、システム管理者である鶴舞中央図書館に当該職員のID及びパスワードを削除するよう依頼することとされている。

千種図書館において、退職した窓口業務委託職員に係るID及びパスワードを確認したところ、鶴舞中央図書館へ削除を依頼していない事例が見受けられた。

千種図書館においては、窓口業務委託職員が退職した際は、鶴舞中央図書館に遅滞なくID及びパスワードの削除を依頼されたい。（千種図書館）

また、鶴舞中央図書館においては、システム管理者として、職員のID及びパスワードの適正な管理について各分館に改めて注意喚起されたい。

（鶴舞中央図書館）

なお、千種図書館においては、退職した職員のID及びパスワードの削除を

鶴舞中央図書館に依頼し、削除処理が行われた。また、鶴舞中央図書館より各分館に対して今回の事例を受けた注意喚起がなされ、必要な措置が講じられた。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

（指定管理者に対する指摘について）

所管局においては、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（所管局に対する指摘について）

所管局においては、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 指定管理者仕様書について（その他）

教育委員会が所管する生涯学習センターは指定管理者制度を導入しており、生涯学習センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）において、指定管理者に要求する管理運営業務の基準や、各生涯学習センター固有の業務について記載している。

名古屋市守山生涯学習センターにおいて、仕様書に基づく施設の管理運営状況について調査したところ、地域団体が生涯学習課との取決めにより防災用備蓄品等を保管していたが、生涯学習課がその旨を仕様書に記載していなかったため、指定管理者は取決め事項を把握していない状況であった。

（教育委員会関係分）

生涯学習課においては、指定管理者によって適切に施設が管理運営されるよう、地域団体との取決め事項など各生涯学習センター固有の業務について確認し、仕様書に記載するなど指定管理者に周知されたい。（生涯学習課）

(2) 生涯学習センター施設設備の管理について（その他）

名古屋市生涯学習センター条例等によれば、指定管理者は生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）を行うこととさ

れているが、改修費が 1件 250万円を超える大規模改修となる場合等については、その経費を本市が直接執行することとされている。

生涯学習センターの維持管理の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 建築設備等点検の結果を基にした修繕が行われていなかったもの

名古屋市東生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センターにおいて、建築設備等定期点検結果報告書を確認したところ、非常用照明装置の不点灯や防火扉の動作不良など、地震や火災等の災害による被害を軽減させる防災設備について、点検業者から不具合を指摘されていたにもかかわらず、修繕が行われていない事例が見受けられた。

また、過年度の報告書も併せて調査したところ、一部の設備については、毎年度、同様の不具合を指摘されていたが、その後においても修繕されず、法令に適合しない状態が複数年度にわたって放置されていた。

法令に適合しない防災設備を放置し続けた場合、災害時に必要な防災機能が発揮されず、被害が拡大する恐れがある。

(指定管理者分)

各指定管理者においては、建築設備等点検の結果、点検業者から指摘を受けた事項のうち改修費が 1件 250万円以下の場合には速やかに修繕されたい。また、改修費が 1件 250万円を超えるなど本市の直接執行とされている場合については、速やかに対応がなされるよう生涯学習課に報告されたい。

(日本環境マネジメント株式会社【名古屋市東生涯学習センター】、ホームックス株式会社【名古屋市守山生涯学習センター】、シンコーグループ【名古屋市緑生涯学習センター】、愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市天白生涯学習センター】)

イ 適切な初期対応が行われていなかったもの

名古屋市天白生涯学習センターにおいて、施設設備の管理状況を確認したところ、分電盤内に「絶縁不良要改修」のシールを貼付されていた。シールは、電気工作物点検の結果、点検業者から感電火災等の恐れがあることから

直ちに使用を停止するよう指摘を受け、貼付されたものであったが、実査時点において当該回路の使用を継続しており、生涯学習課への報告も行われていなかった。

実査後に当該回路の使用は停止されたが、使用を継続していれば利用者の安全な利用が損なわれた可能性がある。

(指定管理者分)

愛知スイミング・大成共同事業体においては、点検業者から利用者の安全に関わる重大な指摘を受けた際は、速やかに保全措置を取ったうえで生涯学習課へ報告するなど、適切な初期対応を行われたい。

(愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市天白生涯学習センター】)

(3) 事業報告書の作成について (その他)

名古屋市生涯学習センターの管理運営にかかる基本協定書等 (以下「協定書等」という。) によれば、指定管理者は、毎年度の終了後に、料金収入の実績や管理運営経費等の収支状況等を記載した事業報告書を提出することとされている。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、今後の指定管理者を選定する際の指定管理料を算出するための根拠資料としても不可欠であることから、正確に作成される必要がある。

生涯学習センターの事業報告書等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 収支決算書において、協定書等に定める指定管理者としての基本業務に要する経費と、自主事業に要する経費が区分されていなかったもの

(日本環境マネジメント株式会社【名古屋市東生涯学習センター】、ホームックス株式会社【名古屋市守山生涯学習センター】、愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市天白生涯学習センター】)

イ 収支決算書の金額を誤って計上していたもの

(愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市天白生涯学習センター】)

ウ 支出内訳等の修正漏れがあり、金額が誤っていたもの

(日本環境マネジメント株式会社【名古屋市東生涯学習センター】、シンコーグループ【名古屋市緑生涯学習センター】)

(指定管理者分)

各指定管理者においては、令和 2年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定書等に従い適正に作成されたい。

(教育委員会関係分)

生涯学習課においては、指定管理者から提出された事業報告書の内容を確認しているところであるが、複数の指定管理者において誤りが見受けられたことから、事業報告書の審査をより厳密に行うとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。(生涯学習課)

(4) 生涯学習センター指定管理業務に係るモニタリングについて (その他)

生涯学習課では、職員が各生涯学習センターに直接赴き、指定管理者によるサービス提供について確認を行うモニタリングを実施している。モニタリングの際は、施設の維持管理業務や会計処理等について定められたチェック項目に基づき、管理状況を点検及び評価し、その結果を定期モニタリング記録表に記録することとされている。

モニタリングのチェック項目によれば、建築設備等点検報告書を確認し、指摘箇所があった場合は、速やかに対応されているか確認することとされているが、指定管理者に対する指摘で述べたとおり、防災設備が法令に適合していない状況が複数年度にわたって放置されていた事例が見受けられた。

また、定期モニタリング記録表を確認したところ、施設管理に関するモニタリング結果欄には「良好」と記載されていた。

生涯学習課によれば、定期モニタリング記録表には、指定管理者による修繕が必ずしも完了していなくても、生涯学習課に報告又は相談していることをもって、結果欄に「良好」と記載するとのことであったが、指定管理者による修繕が完了した場合と区別し難い状況であった。

(教育委員会関係分)

生涯学習課においては、モニタリングを通じて指定管理者の管理状況を適正に点検及び評価し、点検業者から指摘されている設備の不具合が是正されていない場合には、指定管理者に速やかに対応するよう指示されたい。

また、設備の修繕状況が明らかとなるよう定期モニタリング記録表に記載されたい。

(生涯学習課)

第6 意見

生涯学習センターの管理運営について

本市では、行政改革における重要な視点の一つとして、官民の適切な役割分担を掲げ、公の施設については民間活力を積極的に導入し、より効率的・効果的な管理運営を図ることとしている。

教育委員会では、市内に16か所あるすべての生涯学習センターで指定管理者制度を導入しており、今後は、指定管理者のノウハウも活用しながら、利用者層の拡大等が課題となっている生涯学習センターを活性化することが期待される。

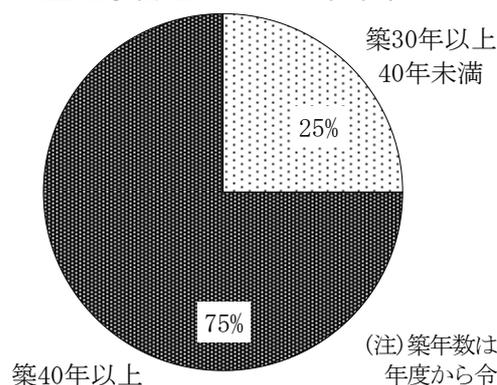
一方、すべての生涯学習センターは指定避難所となっており、災害時に被災者が安心して避難できるよう、施設の安全性を確保する必要があるが、今回の監査では、非常用照明装置の不点灯や防火扉の動作不良など、利用者の安全に関わる設備の管理が不十分である事例が見受けられた。

これらの設備の中には、修繕されないまま複数年度が経過しているものもあり、施設の管理について、指定管理者に対する監督や指導が不足していたのではないかと考えられる。

教育委員会においては、監査結果で述べたとおり、指定管理者に対するモニタリングについて、より有効な手法を検討するなど、監督・指導の充実に努められたい。

また、多くの生涯学習センターが築40年を経過し、今後、老朽化に対応するための費用が増加すると見込まれる中で、人口減少社会の本格的な到来や市民ニーズの多様化も踏まえて、将来にわたり生涯学習センターがその役割を果たせるよう、長期的な視点に立った生涯学習センターのあり方を検討されたい。

生涯学習センターの築年数^(注)



(注) 築年数は各生涯学習センター主要棟の建築年度から令和3年度までの経過年数とした。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市中村図書館（所在地：中村区中村町字茶ノ木25番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：ホームックス株式会社
- ・所 在 地：豊田市松ヶ枝町 3丁目30番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市中村図書館における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供することその他教育委員会が定める業務に限る。）に関する事
- ② 名古屋市中村図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事
- ③ 名古屋市中村図書館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度 ^(注1)	令和 2年度 ^(注1)
蔵書数 ^(注2)	90,161冊	89,465冊	87,652冊
個人貸出利用者数	129,133人	114,754人	98,184人
貸出冊数	426,476冊	378,744冊	322,565冊

(注 1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は休館した。

(注 2) 蔵書数は、年度末日時点の冊数である。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	109,262	管理運営費	108,562
その他収入	16	(人件費を含む)	
収入合計	109,279	支出合計	108,562

(注) 金額は名古屋市中村図書館と名古屋市富田図書館の合計である。

2 名古屋市志段味図書館（所在地：守山区深沢一丁目 101番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名古屋TRCグループ
- ・代表者名称：株式会社図書館流通センター
- ・代表者所在地：東京都文京区大塚三丁目 1番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市志段味図書館における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供すること
その他教育委員会が定める業務に限る。）に関すること
- ② 名古屋市志段味図書館の駐車場の使用料の徴収に関すること
- ③ 名古屋市志段味図書館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度 ^(注1)	令和 2年度 ^(注1)
蔵書数 ^(注2)	71,175冊	71,138冊	68,594冊
個人貸出利用者数	105,993人	94,502人	78,702人
貸出冊数	389,162冊	348,551冊	290,232冊

(注 1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は
休館した。

(注 2) 蔵書数は、年度末日時点の冊数である。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	46,800	管理運営費	46,809
その他収入	55	(人件費を含む)	
収入合計	46,855	支出合計	46,809

3 名古屋市緑図書館（所在地：緑区旭出一丁目1104番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社ヴィアックス
- ・所 在 地：東京都中野区弥生町二丁目 8番15号

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市緑図書館における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供することその他教育委員会が定める業務に限る。）に関する事
- ② 名古屋市緑図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事
- ③ 名古屋市緑図書館の維持管理及び修繕（原形を不ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度 ^(注1)	令和 2年度 ^(注1)
蔵書数 ^(注2)	83,326冊	84,031冊	84,760冊
個人貸出利用者数	149,183人	138,488人	117,182人
貸出冊数	523,385冊	490,551冊	417,316冊

(注 1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は休館した。

(注 2) 蔵書数は、年度末日時点の冊数である。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	112,004	管理運営費	114,723
その他収入	109	(人件費を含む)	
収入合計	112,113	支出合計	114,723

(注) 金額は名古屋市緑図書館と名古屋市徳重図書館の合計である。

4 名古屋市東生涯学習センター（所在地：東区葵一丁目 3番21号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：日本環境マネジメント株式会社
- ・所 在 地：埼玉県さいたま市浦和区仲町 1丁目12番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市東生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 名古屋市東生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 名古屋市東生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
利用件数	6,869件	6,300件	3,970件
利用者数	101,911人	89,330人	49,447人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は全館休館し、さらに、体育室は同年 6月 7日、料理室は同年 7月31日まで休室した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	28,084	管理運営費	42,717
利用料金収入	8,955	(人件費を含む)	
その他収入	1,473		
収入合計	38,513	支出合計	42,717

5 名古屋市守山生涯学習センター（所在地：守山区守山三丁目 2番 6号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：ホームメックス株式会社
- ・所 在 地：豊田市松ヶ枝町 3丁目30番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市守山生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関すること
- ② 名古屋市守山生涯学習センターの施設の使用の許可に関すること
- ③ 名古屋市守山生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
利用件数	6,561件	6,435件	4,280件
利用者数	92,023人	85,136人	49,143人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は全館休館し、さらに、体育室は同年 6月 7日、料理室は同年 7月31日まで休室した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	27,672	管理運営費	43,264
利用料金収入	9,694	(人件費を含む)	
その他収入	5,491		
収入合計	42,857	支出合計	43,264

6 名古屋市緑生涯学習センター（所在地：緑区鳴海町字本町54番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：シンコーグループ
- ・代表者名称：シンコースポーツ中部株式会社
- ・代表者所在地：中区栄一丁目16番 6号

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市緑生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 名古屋市緑生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 名古屋市緑生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
利用件数	4,765件	4,401件	2,694件
利用者数	73,884人	67,878人	31,963人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は全館休館し、さらに、体育室は同年 6月 7日、料理室は同年 7月31日まで休室した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	31,603	管理運営費	41,059
利用料金収入	6,887	(人件費を含む)	
その他収入	2,024		
収入合計	40,515	支出合計	41,059

7 名古屋市天白生涯学習センター（所在地：天白区天白町大字島田字黒石4050番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：愛知スイミング・大成共同事業体
- ・代表者名称：株式会社愛知スイミング
- ・代表者所在地：春日井市六軒屋町西三丁目10番地16

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市天白生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 名古屋市天白生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 名古屋市天白生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
利用件数	4,071件	3,774件	2,880件
利用者数	103,675人	80,593人	52,772人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は全館休館し、さらに、体育室は同年 6月 7日、料理室は同年 7月31日まで休室した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	24,333	管理運営費	35,111
利用料金収入	9,709	(人件費を含む)	
その他収入	490		
収入合計	34,532	支出合計	35,111

8 名古屋市志段味古墳群歴史の里（所在地：守山区大字上志段味字前山1367番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：しだみの里守グループ
- ・代表者名称：中電興業株式会社
- ・代表者所在地：中区栄二丁目 2番 5号

(2) 主な指定管理業務

- ① 志段味古墳群等の保存及び活用に係る事業等のうち教育委員会が定めるものに関する事
- ② 博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力に係る事業のうち教育委員会が定めるものに関する事
- ③ 歴史の里の施設の供用の実施に関する事
- ④ 歴史の里の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度
入館者数	154, 591人	83, 338人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は休館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	112, 114	管理運営費	118, 643
利用料金収入	2, 729	(人件費を含む)	
その他収入	3, 799		
収入合計	118, 643	支出合計	118, 643